

令和7年度相模原市「宇宙を身近に感じられるまち」プロモーション業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和7年度相模原市「宇宙を身近に感じられるまち」プロモーション業務委託

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 業務の目的

令和5年3月に策定したさがみはらみんなのシビックプライド向上計画に定めるアピールポイントの一つ、「宇宙を身近に感じられるまち」をアピールするため、令和7年7月にリニューアルオープンを迎える市立博物館プラネタリウムやJAXA宇宙科学研究所など既存の市内資源等のPRに加え、新たな企画等を行い、市内外へ戦略的に情報発信することにより、本市の「宇宙を身近に感じられるまち」としての認知の拡大と本市への関心を高めることを目的とする。

4 業務の内容

(1) プロモーション業務

「宇宙を身近に感じられるまち」としての認知度向上と市内への誘客促進を図るため、既存の市内資源の活用や新たな企画等を通じて、「宇宙を身近に感じられるまち」の魅力を市内外へ広く発信する。

ア 効果的な手法により、宇宙に関連する市内資源等のプロモーションを実施すること

イ 新たなプロモーション施策を企画立案・実施すること

ウ プロモーション施策の記録及び効果測定をすること

エ ア～ウまでの業務について発注者と協議し決定すること

(2) 定期的な打ち合わせ

本業務の活動状況や成果等について本市と情報共有するため、業務報告や活動内容を協議する定期的な打ち合わせを行うこと。なお、打合せ日程や場所及び方法については双方協議の上、決定するものとする。

(3) 各種報告書等の作成

ア 実施体制

契約締結後、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおき、本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に実施することが可能な体制を整備するとともに、実施体制を速やかに報告すること。

イ 事業計画書

契約締結後、速やかに年間の事業実施スケジュールを市と協議のうえ作成し、提出すること。

ウ 事業実施報告書

事業実施後において、事業実施報告書を作成し、業務期間内に提出すること。

5 成果物等

本業務により制作した成果物や各種報告書等については、原則、電子データ（映像、画像

を含む)で納品すること。内容・数量等については、本市と協議して決定すること。

6 その他

- (1) 業務の遂行に係る経費はすべて受注者が負担すること。
- (2) 受注者は、本市と連絡調整を充分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 受注者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに本市に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (4) 受注者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず本市に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (5) 受注者は、当該委託業務で知り得た機密、個人情報等について、秘密保持を厳守すること。
- (6) 受注者から引渡しを受けた成果物に係る著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、本市に帰属するものとする。ただし、受注者が権利を有する著作で、あらかじめ受注者が明らかにするものを除く。
- (7) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれている場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこととする。また、受注者の責に帰する事由により著作権関係の紛争が生じた場合は、受注者の責任において処理するものとする。
- (8) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ本市の承諾を得るものとする。
- (9) 業務の履行に際しては、この仕様書に定めるもののほか、必要に応じて市と協議し実施するものとする。